

住まいの防火は、用心と備えから

1. 住宅には危険がいっぱいです。

防火の習慣は、5つの約束を守ることからです！



1

寝たばこをしない。



2

ストーブには燃えやすいものを近づけない。



3

火をつけたままこんろのそばを離れない。



4

たこ足配線をしない。



5

家のまわりに燃えやすいものを置かない。

2. 火災で怖いのは“煙”です。

煙は有毒ガスを多く含んでいます。吸い込むと中毒死に至り、体のマヒ等で動きがとれなくなります。煙を吸わないよう、火災から安全に避難しましょう。

避難のポイント

- ① 姿勢を低くして避難する。
- ② いったん避難したら戻らない。
- ③ 服装や持ち物にこだわらない。



あなたの家を守るために **火災警報器** を設置しましょう。

住宅火災による死者を減少させることを目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が火災予防条例で義務付けられることになりました。

「住宅用火災警報器」は、火災の煙を感知して、居住者に警報音（ピッピッ）や音声（火事です。火事です。）で火災を知らせる装置です。

■ 設置時期

新築住宅 平成18年6月1日から設置

既存住宅 平成23年5月31日までに設置

■ 設置場所 各寝室及び階段部分などの天井又は壁



煙感知器を設置してください。

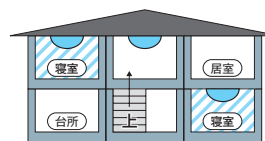
このマークが表示されているものをお勧めします。

ご注意ください！

悪質な訪問販売に注意しましょう。特に高齢者の方で、ひとり暮らしの方を狙った訪問販売が予想されます。消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。

市町村や消防署が火災警報器を売り歩くことはありません。悪質な業者にごまかされないようにしましょう。

佐賀広域消防局管内で住宅用火災警報器・消防用設備を設置又は販売する業者は、届出が必要です。



設置例

問合せ

- ・佐賀広域消防局 予防課 ☎33-6765
- ・小城消防署 ☎66-1541
- ・小城市役所総務課 消防交通係 ☎63-8818